# 申告書の記入例

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　1/5

## 給与所得の源泉徴収票

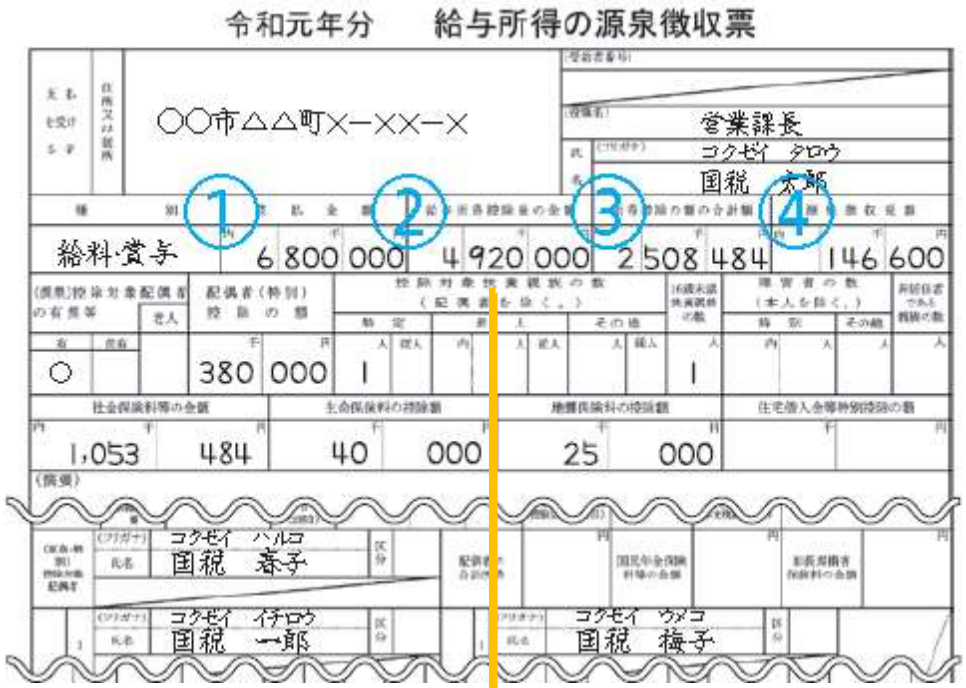


## 確定申告書（第一表）

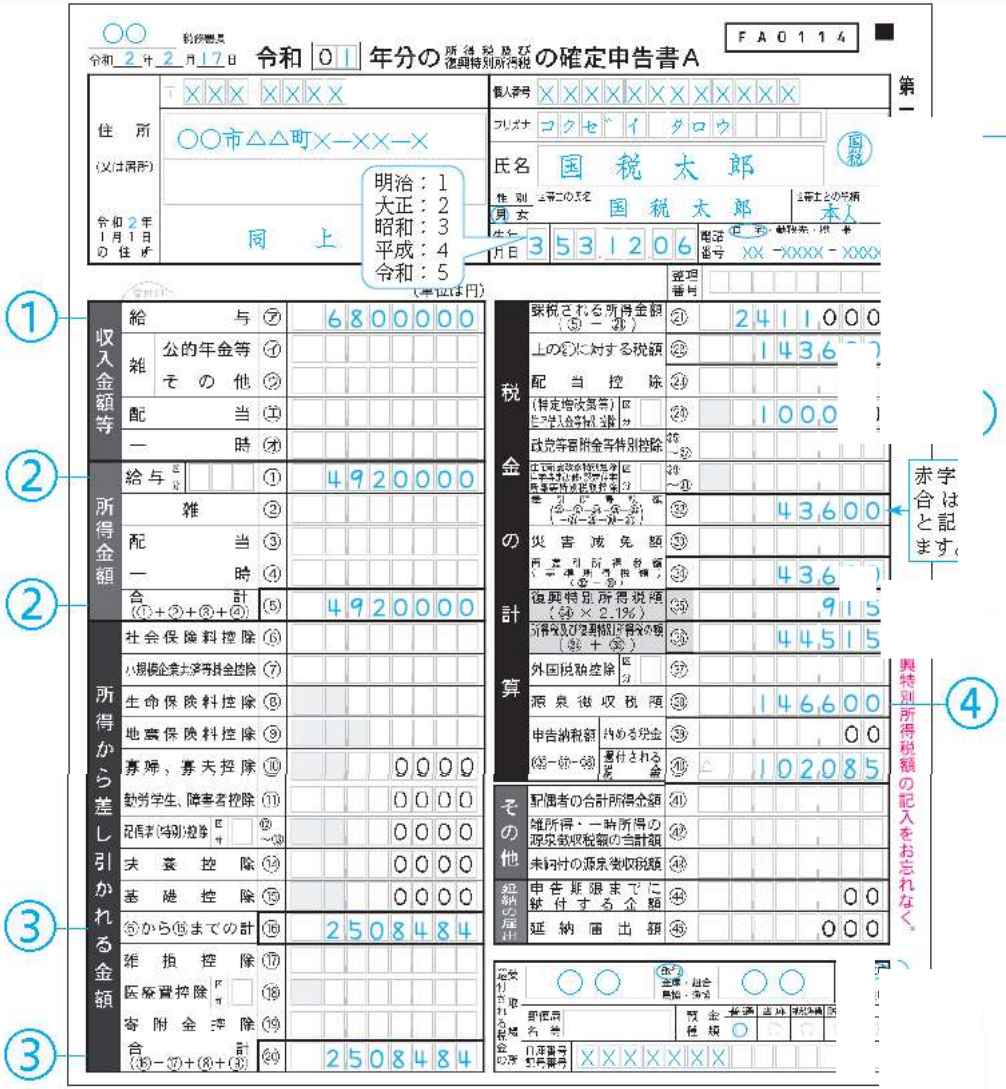


給与所得の源泉徴収から確定申告書（第一表）に転記する

①支払金額　⇒収入金額等の「給与」

②給与所得控除後の金額　⇒所得金額の「給与」

③所得控除の額の合計額　⇒所得から差し引かれる金額の「合計」欄

④源泉徴収税額　⇒税金の計算の「源泉徴収税額」

出典：国税庁「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例」より作成

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　2/5

## 給与所得の源泉徴収票

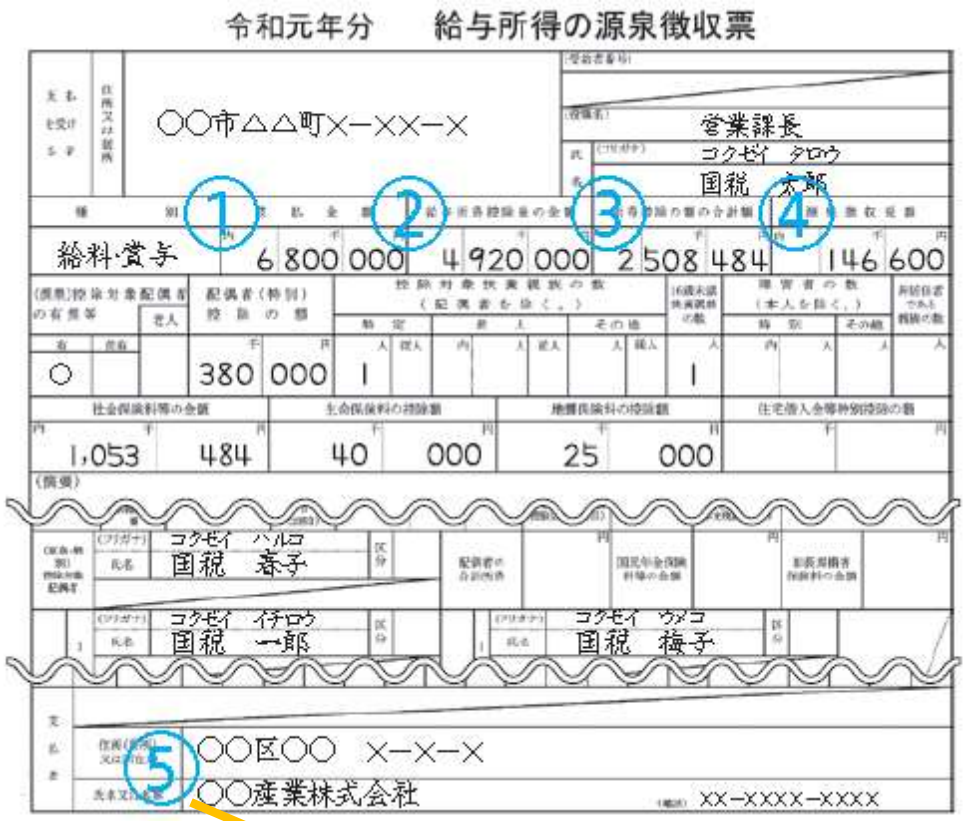


## 確定申告書（第二表）

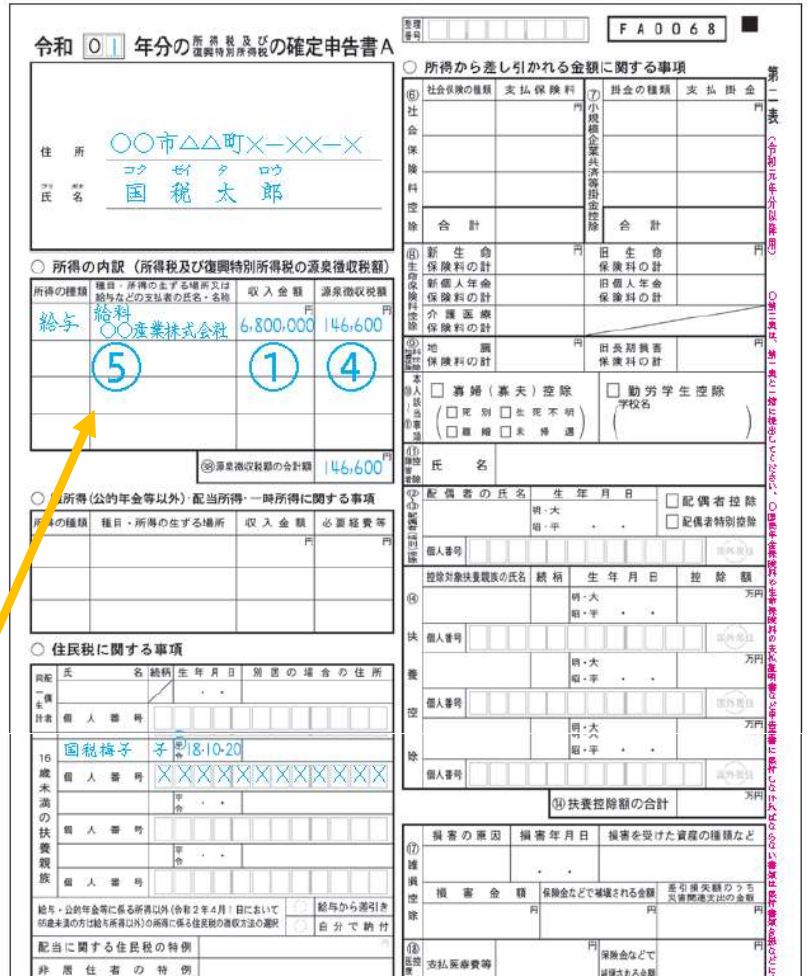


給与所得の源泉徴収から確定申告書（第一表）に転記する

⑤ 支払者⇒ 所得の内訳の「種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称

出典：国税庁「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例」より作成

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　3/5-①

## （特定増改築等）住宅借入金等特例控除額の計算明細書

## 確定申告書（第二表）

（特定増改築等）住宅借入金等特例控除額の計算明細書から確定申告書（第二表）に転記する

⑥ 居住開始年月日⇒　　特例適用条文等の居住開始年月日欄

※居住開始年月日の頭部に、計算明細書の二面で該当する控除を選択した番号によって頭部分や末尾の書き方が異なる

居住開始年月日の頭部に、計算明細書の二面で
「2」を選択した方は「特」
「3」または「4」を選択した方は「認」
「5」を選択した方は「増」
「6」を選択した方は「断」
「7」を選択した方は「多」
「8」を選択した方は「震」をつけて記入する。
また、住宅の取得等が特定取得に該当する場合は居住開始年月日の末尾に「（特定）」と、特別特定取得に該当する場合は「（特別特定）」と記入する

出典：国税庁「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例」より作成

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　3/5-②

## （特定増改築等）住宅借入金等特例控除額の計算明細書　**二面**

**記入欄①**　**住宅借入金等の年末残高の合計額**
**⇒一面の⑪の額を転記する**

**記入欄②**　**住宅借入金等特別控除欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額　※以下の1～8のうち該当する欄に記入**

1.住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
(2から8のいずれかを選択する場合を除く)

2.住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合

3.認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合
(認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき)

4.認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合
(認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき)

5.高齢者等居住改修工事等に係る
特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合

6.断熱改修工事等に係る
特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合

7.多世帯同居改修工事等に係る
特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合

8.震災特例法の住宅の再取得等に係る
住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合

**記入欄③**　**重複適用・震災特例法の重複適用の特例を受ける場合の控除額**

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　4/5

## （特定増改築等）住宅借入金等特例控除額の計算明細書

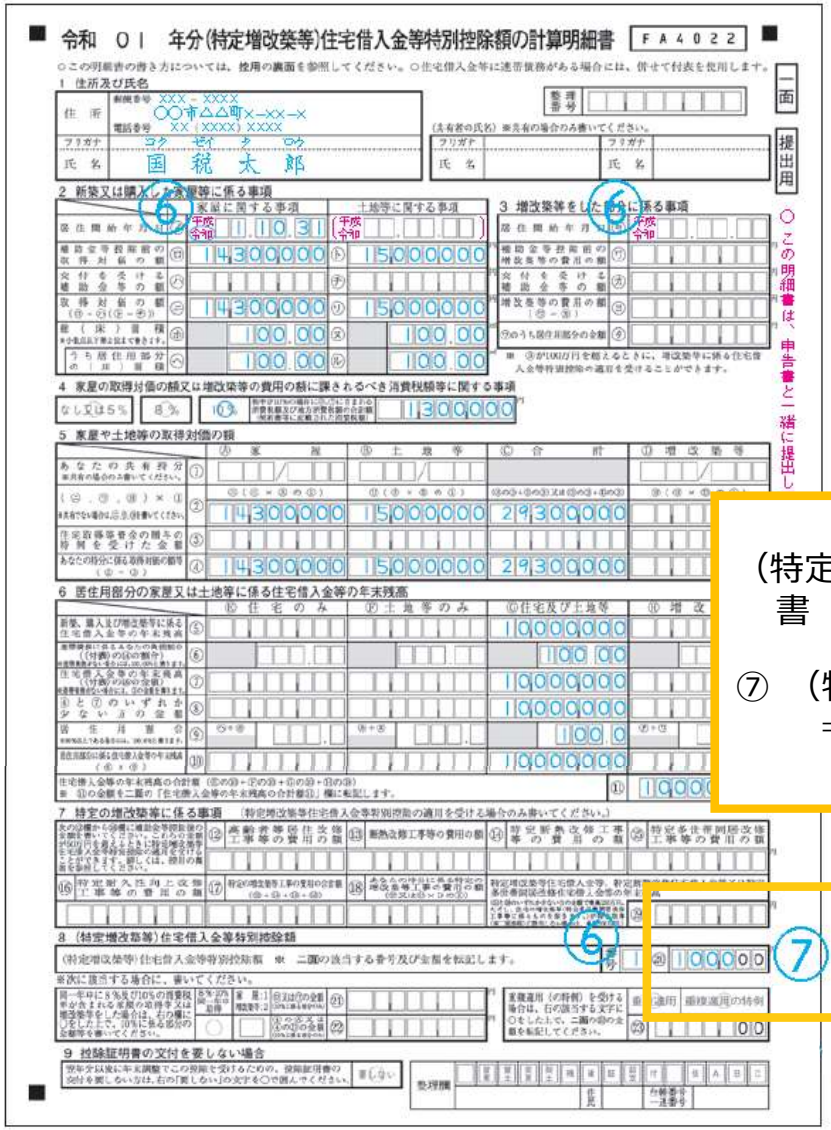


## 確定申告書（第一表）

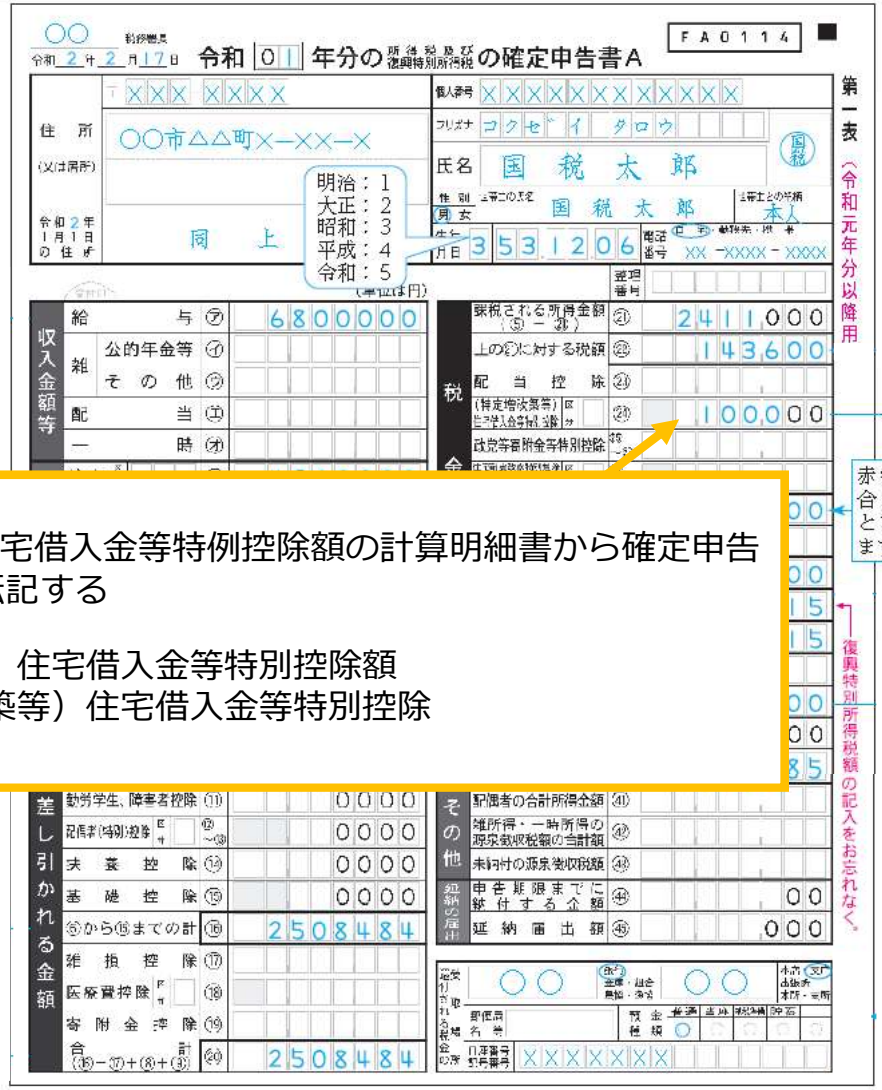


（特定増改築等）住宅借入金等特例控除額の計算明細書から確定申告書（第一表）に転記する

⑦　（特定増改定等）住宅借入金等特別控除額
　⇒（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

出典：国税庁「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例」より作成

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

# 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除用の記載例　5/5

- マイホームを増改築・改修し、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合、別途「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」を用いる
- 「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」で計算された額を⑧として申告書に記入する

| | | 計算明細書 |
|---|---|---|
| 1 | 住宅ローン控除 | （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書 |
| 2 | 特定増改築等住宅借入金等特別控除 | |
| 3 | 住宅特定改修特別税額控除 | 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 |
| 4 | 住宅耐震改修特別控除 | 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 |

確定申告書（第一表）

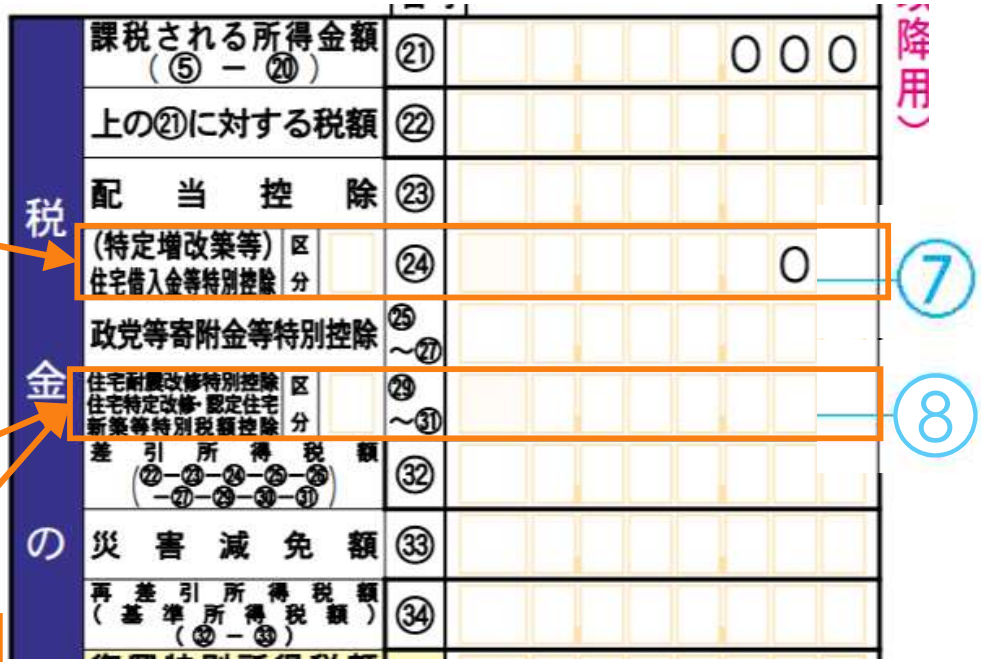


※. 複数の控除を受けるとき、区分は4

出典：国税庁ホームページ

本資料につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は顧問税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。